

第17 地下鉄道等に係る防火安全対策について

地下鉄道等に係る防火安全対策は、「トンネル等における列車火災事故の防止に関する具体的対策について」（昭和50年1月30日 消防安第7号 消防庁安全救急課長通知）に基づき次により指導すること。

1 地下鉄道の火災対策の基準

(1) 建造物の不燃化

地下にある建造物は、原則として不燃化すること。

(2) 防災管理室の整備

駅には、情報の収集、連絡及び命令の伝達、旅客への案内放送並びに防火シャッター等の監視及び制御を行う係員が常時勤務する防災管理室を設けること。

(3) 警報設備、通報設備、避難誘導設備等の整備

ア 警報設備

駅には、自動火災報知設備を設け、防災管理室にその受信機を設けること。

イ 通報設備

① 駅には、次の設備を設けること。

- a 防災管理室と消防、警察、運転指令所、電力指令所（電気指令所）、駅内各所及び関係隣接建築物との間で連絡できる通信設備
- b 防災管理室で統括できる放送設備
- c 防災管理室と地上とを連絡するための無線用補助アンテナ。また、地下において乗換えを行う駅及び地下街と接続する駅の構内には、防災管理室及び地上と電線通話ができるための伝送路

② 駅間には、列車及びトンネルから運転指令所に連絡できる通信設備を設けること。

ウ 避難誘導設備

① 駅には、次の設備を設けること。

- a 乗降場から地上までの異なる2以上の避難通路
- b 常用する電源が停止した場合、非常電源により即時に自動的に点灯し、床面において1ルクス以上の照度を確保することができる照明設備
- c 避難口誘導灯及び通路誘導灯

② 駅間には、次の設備を設けること。

- a 常用する電源が停止した場合、非常電源によりすみやかに点灯し、避難の際通路になる部分の路面において1ルクス以上の照度を確保することができる照明設備
- b 非常電源による照明設備に近接した位置に、駅又はトンネル口までの距離及び距離及び方向を示す標識

エ 排煙設備

① 駅及び駅間には、排煙を有効に行える設備を設けること。ただし、既設の地下鉄道においては、可能な限り設けること。

② 駅には、乗降場と線路との間、階段、エスカレーター等の部分に、必要に応じて垂れ壁等の煙の流動を妨げるものを設けること。

オ 防火戸

駅と他線の駅（同一の乗降場を使用するものを除く。）、地下街等との地下における連絡箇所には、防火戸を設けること。

カ その他

- ① 駅には、空気呼吸器を常備すること。
 - ② 変電所には、原則として専用の換気設備を設けること。
 - (4) 消火設備等の整備
 - ア 駅には次の設備を設けること。
 - ① 消火器
 - ② 屋内消火栓設備
 - ③ 連結散水設備又は送水口を附置したスプリンクラー設備
 - ④ 連結送水管
 - イ 駅間には、駅間距離が長い場合は、連結送水管を設けること。
 - (5) 防災管理体制の整備

防災に関する諸規程を整備するとともに、消防等防災関係機関との連絡等の緊急処理体制を整備すること。
- 2 地下鉄道の火災対策の基準の取り扱い
- 前1の「地下鉄道の火災対策の基準」の解釈は、次のとおりとする。
- (1) 前1.(1)について
 - ア 内装は、下地を含めて不燃材料を使用するものとする。ただし、運転指令所、電力指令所（電気指令所）、信号取扱所、防災管理室等の居室の床及び壁（床面からの高さが1.2メートル以下の仕上げの部分に限る。）の内装は、できる限り不燃化すればよいものとする。
 - イ 不燃材料は、建基法第2条第9号に規定するものとする。
 - ウ 机、ロッカー等の調度品には、可燃性のものは努めて使用しないものとする。
 - エ 変電所、電気室、機械室は、他の部分と耐火構造の床、壁又は防火戸で区画するものとする。
 - オ 前エの防火戸は、建基政令第112条第1項に規定する特定防火設備とし、ドアクローザー（JIS A 5544）等の自動閉鎖装置を有するものとする。
 - (2) 前1.(2)について
 - ア 防災管理室は、駅務室に併設することが望ましい。
 - イ 防災管理室には、常用する電源が停止した場合、非常電源により点灯する照明設備を設けるものとする。
 - ウ 非常電源は、蓄電池設備又は自家発電設備とする。ただし、既設の地下鉄道にあっては、2回線受電設備も非常電源にあたるものとして当分の間認めることとする。以下の非常電源についても同様とする。
 - (3) 前1.(3).アについて
 - ア 自動火災報知設備の感知器の設置箇所は、乗降場、コンコース、通路（会談及び傾斜路を含む。）及び売店（移動可能なものに限る。）以外の箇所とする。
この場合において、政令第21条第3項の規定を準用する。
 - イ 自動火災報知設備には、非常電源を附置するものとする。
 - (4) 前1.(3).イについて
 - ア 駅内各所とは、居室、乗降場両端部及び駅が管理する区域内で連絡上主要な場所とする。
 - イ 防災管理室から放送可能な範囲は、乗降場、コンコース、通路等駅が管理する区域とする。
 - ウ トンネルから運転指令所に連絡できる通信設備は、トンネル内に250メートル以内の間隔で設けるものとする。

- エ 通信設備及び放送設備には、非常電源を附置するものとする。
- (5) 前1.(3).ウについて
- ア 異なる避難通路とは、一の避難通路の歩行経路のすべてにおいて他の避難経路と重複しないものをいう。
- イ 避難通路は、旅客が地上に安全に避難できるものとし、かつ、地上までの延長をできる限り短くするものとし、かつ、原則として乗降場から上ることのみにより地上に到達できるものとする。
- ウ 既設の地下鉄道において、異なる2以上の避難通路を早期に設けることが困難な場合は、できる限り速やかに設けるものとする。
- エ 乗降場においては、前アの異なる2以上の避難通路への出入口のうち、一の避難通路への出入口は、乗降場の一末端から50メートル以内に、その他の避難通路のうちの一の避難通路への出入口は乗降場の他末端から50メートル以内に設けるものとする。
- オ 居室の各部分から避難口までの距離は、100メートル以下とする。
- カ 「床面又は路面において1ルクス以上の照度を確保する」とは、床面又は路面のそれぞれの主要部分における照度が1ルクス以上であることをいうものとする。
- キ 避難口誘導灯及び通路誘導灯に関する技術上の基準は、政令第26条第2項の規定によるものとする。
- ク 駅間において避難の際通路となる部分は、避難に支障のない構造とするものとする。
- ケ 標識は、避難の際通路になる部分の路面からの高さが1.5メートル以下の位置に、間隔100メートル以内ごとに識別が十分可能なように設けるものとする。
- コ 深層に設けられる駅において、異なる2以上の避難通路のほかに、旅客が緊急に避難できる階段及び緊急用エレベーターを設けることについては、排煙方法の検討と併せ、今後検討を行うものとする。
- (6) 前1.(3).エについて
- ア 排煙設備の構造及び排煙方法を定めることは困難であるので、排煙設備は当面次により設けるものとし、今後更に検討を行うものとする。
- ① 排煙設備は、機械換気設備を兼用してもよい。
- ② トンネルの縦断線形によっては、自然換気口によってもトンネルの排煙効果が十分期待できる場合は、排煙機を設けなくてもよい。
- ③ 電源を必要とする排煙設備には、非常電源を附置するものとする。
- イ 煙の流動を妨げるものとは、天井面から50センチメートル以上下方に突出した垂れ壁その他これと同等以上に煙の流通を妨げる効力のあるもの（感知器との連動により作動し、かつ、防災管理室からの遠隔操作によっても作動できるものを含む。）で、不燃材料で造られ又は覆われたものとする。なお、乗降場、上の天井と線路上の天井との高さの差が50センチメートル以上ある天井も、煙の流動を妨げるものとみなすものとする。
- (7) 前1.(3).オについて
- ア 防火戸は、建基政令第112条第1項に規定する特定防火設備とする。
- イ 防火戸には、開き戸又は引き戸を使用するものとする。ただし、これらを設ける余地が無い場合には、シャッター（上下動するものに限る。）を用いてもよい。
- ウ シャッターは、床面からの高さ2メートルまでは感知器との連動により降下し、かつ、防災管理室からの遠隔操作によっても降下できるものとし、更に当該シャッターの設けられている場所で係員の操作により閉鎖する二段落としの構造とする。
- なお、シャッターの降下及び閉鎖の確認は、防災管理室で行えるものとする。
- (8) 前1.(3).カについて

ア 空気呼吸器は、JIS T 8155のものとし、旅客の救助、消火及び消防関係職員の案内等の作業に携わる係員数以上の数を常備するものとする。

イ 既設の変電所で、専用の換気設備を設けることが困難な場合は、換気口に防火ダンパーを設けるものとする。

(9) 前1.(4)について

ア 消火器は、駅のうち消火活動上必要と認められる個所に政令第10条第2項及び第3項の規定により設けるものとする。

イ 屋内消火栓設備は、駅のうち消火活動上必要と認められる個所に政令第11条第3項及び第4項の規定により設けるものとし、非常電源を附置するものとする。

ウ 連結散水設備又は送水口を附置したスプリンクラー設備は、乗降場、コンコース、通路（階段及び傾斜路を含む。）、居室（運転保安に関するものに限る。）、売店（移動可能なものに限る。）、変電所、電気室及び機械室以外の箇所に政令第12条第2項及び第3項並びに第28条の2第2項及び第3項の規定により設けるものとする。

エ 駅の連結送水管の放水口は、乗降場、コンコース及び通路で消火活動上必要と認められる個所に設けるものとする。

なお、連結送水管は、政令第29条第2項の規定により設けるものとする。ただし、送水口を附置した屋内消火栓設備が設けられ、消火活動上有効であると認められる場合は、この限りでない。

オ 駅間距離が長い場合とは、隣接する駅の乗降場に設けられた連結送水管の放水口相互間の距離が500メートルを超える場合をいう。

カ 駅間の連結送水管の放水口は、500メートル以下の間隔で設けるものとする。

なお、連結送水管は、消防法施行令第29条第2項の規定により設けるものとする。

※ 本市においては、連結送水管の放水口は200メートル以下の間隔で設けるとともに、送水口側と放水口側等で連絡するための、電話等の設備を設けるよう要望すること。

(10) 前1.(5)について

防災に関する諸規程とは、建造物の防災に関する設計基準及び整備基準、防災関係機器等の設計基準、整備基準及び取扱基準、防災に従事する係員の服務規程等をいう。